

商 標 権	判決年月日	令和元年7月3日	担 当 部	知財高裁第1部
	事件番号	平成31年(行ケ)第10004号		

○ 一般に用いられる書体により「EQ」と横書きしてなる商標が、「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標」に該当するとされた事例。

○ 商標法3条1項3号ないし5号に該当する商標が、使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情を総合して判断すべきである。

○ 指定商品を「Motor vehicles.」とする本願商標については、著名な自動車メーカーである原告の発表する電動車やそのブランド名に注目する者を含む、自動車に関心を持つ取引者、需要者に対し、これが原告の新しい電動車ブランドであることを印象付ける形で、集中的に広告宣伝が行われたということができ、広告宣伝期間が比較的短いことや、本願商標を名称の一部とする車の販売台数が多いとはいえないこと等の事情を考慮しても、原告の電動車ブランドを表す商標として、取引者、需要者に、本願商標から原告との関連を認識することができる程度に周知されていたものとされた事例。

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法3条1項5号, 同条2項

(関連する権利番号等) 国際登録第1328469号, 不服2018-650016号

判 決 要 旨

1 本件は、原告の国際商標登録出願に係る、指定商品を第12類「Motor vehicles.」とし、「EQ」の文字を欧文字で表して成る本願商標についての拒絶査定不服審判請求事件について、請求不成立とした審決に対する取消訴訟である。

原告は、取消事由として、商標法3条1項5号該当性、同条2項該当性の判断について、誤りがある旨を主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、審決を取り消した。

(1) 商標法3条1項5号該当性判断の誤りについて

ア 商標法3条1項5号の趣旨は、同号に定める商標は、自他商品又は役務についての識別力を欠いており、商標としての出所表示機能を果たし得ないものである以上、通常、特定人による独占的使用を認めるのに適しないから、商標登録を認めないというものと解される。

イ 本願商標は、欧文字の「E」と「Q」を、一般に用いられる書体により、「EQ」と横書きしてなるものであり、用いられる文字の形や組合せ方法に特徴があるわけではない。

一般に、欧文字2字からなる標章は、商品の品番、型番、等級等を示す記号、符号として用いられることがあるところ、本願の指定商品である自動車の関わる業界においても、欧文字2字が、商品の品番、型番、等級等を示す記号、符号として用いられることがある。そして、文

字の形や組合せ自体に特徴があるとはいえない本願商標は、自動車関連業界で商品の品番、型番、等級等を示す記号、符号として用いられる欧文字２字との比較において特段の差異があるとは認められない。

よって、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標に該当するといふべきである。

(2) 商標法３条２項該当性判断の誤りについて

ア 商標法３条２項の趣旨は、特定人がある商標をその業務に係る商品の自他識別標識として他人に使用されることなく永年独占排他的に継続使用した実績を有する場合には、当該商標は例外的に自他商品識別力を獲得したものといふことができる上に、当該商品の取引界において当該特定人の独占使用が事実上容認されている以上、他の事業者に対してその使用の機会を開放しておかなければならない公益上の要請は薄いといふことができるから、当該商標の登録を認めようというものと解される。

そして、使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情を総合して判断すべきである。

イ 原告による電動車ブランド「E Q」の広告宣伝の態様等の事実によれば、本願商標については、著名な自動車メーカーである原告の発表する電動車やそのブランド名に注目する者を含む、自動車に関心を持つ取引者、需要者に対し、これが原告の新しい電動車ブランドであることを印象付ける形で、集中的に広告宣伝が行われたといふことができ、本願商標が世界的に周知されるに至っていたと認められることも勘案するなら、広告宣伝期間が比較的短いことや、「E Q」を名称の一部とする車の販売台数が多いとはいえないこと等の事情を考慮しても、原告の電動車ブランドを表す商標として、取引者、需要者に、本願商標から原告との関連を認識することができる程度に周知されていたものと認められる。

(3) 以上のとおり、本願商標は、商標法３条１項５号の極めて簡単で、かつ、ありふれた商標に該当するものの、同条２項の使用をされた結果需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるものに該当するから、商標登録をすることができないとした本件審決には誤りがある。